

厚生年金保険・国民年金事業の概況 (平成30年1月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 平成30年1月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,295万人であり、前年同月に比べて、5万人（0.1%）増加している。

表1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均(円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,213,417	39,174,668	24,462,415	14,712,253	310,023
船員以外	2,209,086	39,122,877	24,410,624	14,712,253	309,901
一般男子	・	24,410,049	24,410,049	・	351,893
女子	・	14,712,253	・	14,712,253	240,229
坑内員	・	575	575	・	344,303
（再掲）短時間労働者	32,343	376,075	110,326	265,749	138,731
船員	4,331	51,791	51,791	・	402,054
国民年金	・	23,779,102	7,899,921	15,879,181	・
第1号	・	14,868,805	7,722,071	7,146,734	・
任意加入	・	194,043	68,522	125,521	・
第3号	・	8,716,254	109,328	8,606,926	・
合計	・	62,953,770	32,362,336	30,591,434	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 平成30年1月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,478万人であり、前年同月に比べて、71万人（1.6%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）の受給（権）者とは、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

表2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	34,949,987	15,162,702	13,896,832	425,036	5,439,697	25,720
旧共済組合を除く	34,525,461	14,908,515	13,821,373	421,894	5,348,594	25,085
旧法	1,217,983	455,068	360,717	37,085	340,558	24,555
新法	33,281,258	14,442,995	13,458,961	383,620	4,995,682	・
（再掲）基礎あり	24,682,449	12,965,332	11,386,897	258,041	72,179	・
基礎または定額あり	25,013,497	13,211,951	11,801,546	・	・	・
基礎繰上げあり	1,928,188	529,933	1,398,255	・	・	・
基礎繰上げなし	23,085,309	12,682,018	10,403,291	・	・	・
基礎及び定額なし	2,888,459	1,231,044	1,657,415	・	・	・
船員保険（旧法）	26,220	10,452	1,695	1,189	12,354	530
旧共済組合計	424,526	254,187	75,459	3,142	91,103	635
旧法	131,168	97,841	3,365	1,293	28,034	635
新法	293,358	156,346	72,094	1,849	63,069	・
（再掲）基礎あり	224,386	154,783	68,040	1,535	28	・
国民年金計	34,738,574	31,814,955	909,627	1,917,929	96,063	・
旧法抛出制	1,203,000	666,085	478,450	48,100	10,365	・
新法基礎年金	33,535,574	31,148,870	431,177	1,869,829	85,698	・
（再掲）基礎のみ	8,175,385	6,482,286	85,169	1,579,296	28,634	・
福祉年金	152	152	・	・	・	・
合計	44,781,878	33,857,694	3,351,522	2,083,389	5,463,553	25,720

- 注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出制に計上している。

○ 平成30年1月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49兆円であり、前年同月に比べて、6千億円（1.3%）増加している。

注. 厚生年金保険（第1号）受給（権）者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

表3 制度別受給者年金総額

(単位:百万円)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,798,876	17,560,501	2,500,844	302,889	5,427,772	6,871
厚生年金基金代行分除く	24,884,766	16,757,400	2,389,836	302,889	5,427,772	6,871
旧共済組合を除く	25,276,751	17,165,627	2,482,989	299,837	5,321,577	6,721
旧法	1,287,411	748,944	135,821	43,507	352,553	6,585
厚生年金基金代行分除く	1,280,972	743,682	134,645	43,507	352,553	6,585
新法	23,936,005	16,386,507	2,346,584	253,827	4,949,088	・
(別掲)基礎年金	16,781,497	9,115,158	7,375,707	220,311	70,321	・
厚生年金基金代行分除く	23,028,334	15,588,668	2,236,751	253,827	4,949,088	・
船員保険(旧法)	53,335	30,176	584	2,503	19,936	137
旧共済組合計	522,125	394,874	17,856	3,052	106,194	149
旧法	248,352	211,839	1,597	1,891	32,876	149
新法	273,773	183,035	16,259	1,160	73,319	・
(別掲)基礎年金	166,176	115,087	49,792	1,270	28	・
国民年金計	23,183,380	21,216,436	208,644	1,662,960	95,340	・
旧法	482,686	326,957	108,792	42,211	4,726	・
新法	22,700,694	20,889,479	99,852	1,620,749	90,614	・
(再掲)基礎のみ	5,520,362	4,097,054	19,410	1,374,143	29,755	・
福祉年金	61	61	・	・	・	・
合計	48,982,316	38,776,997	2,709,488	1,965,848	5,523,112	6,871

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

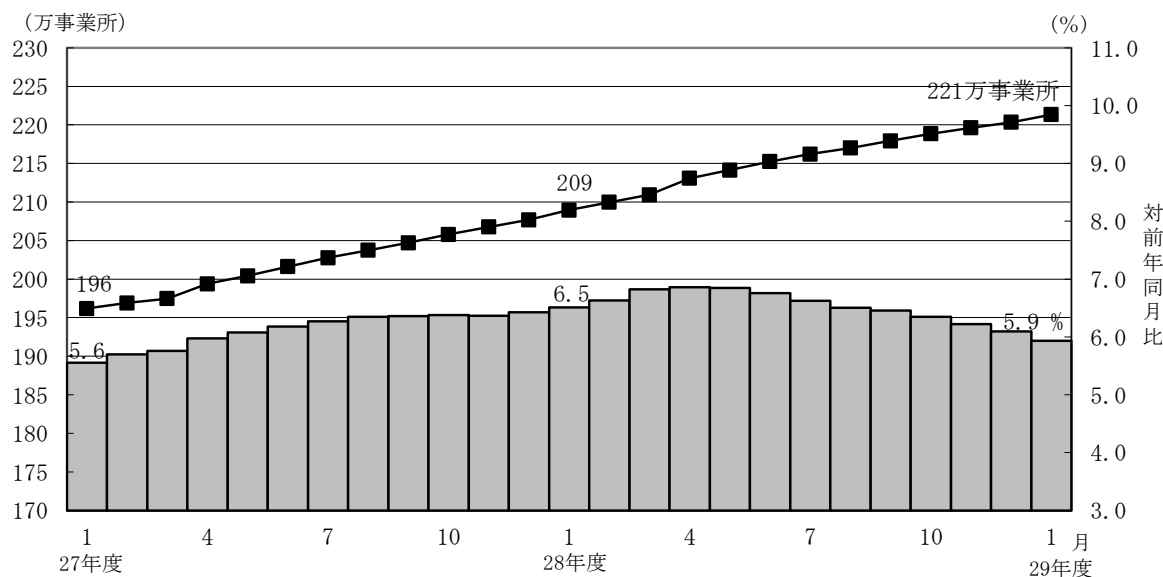
- 年金総額には一部停止額を含む。
- 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
- 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
- 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

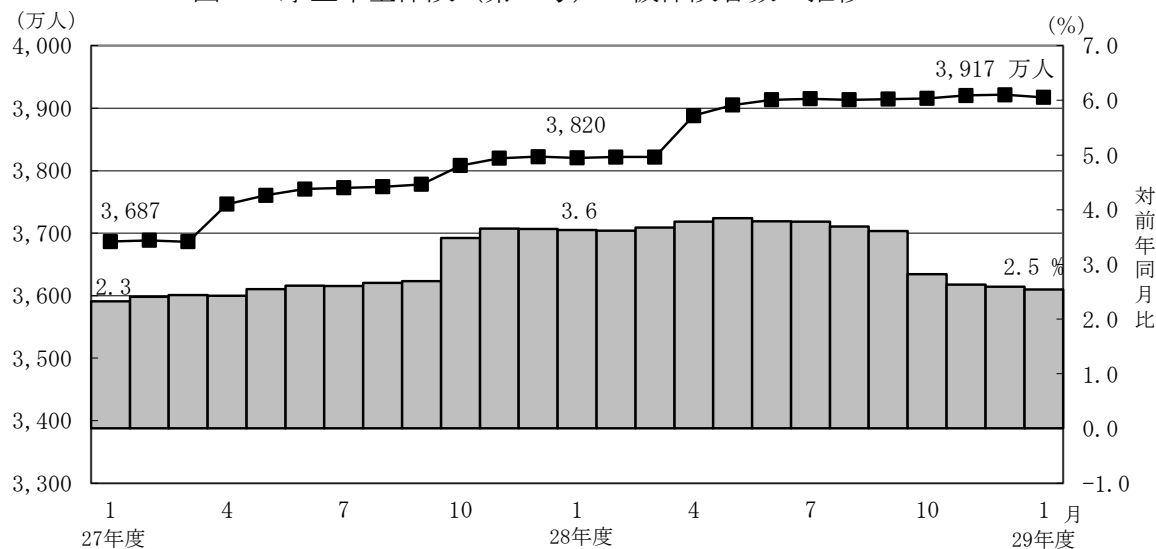
○ 平成30年1月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は221万事業所であり、前年同月に比べて12万事業所（5.9%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



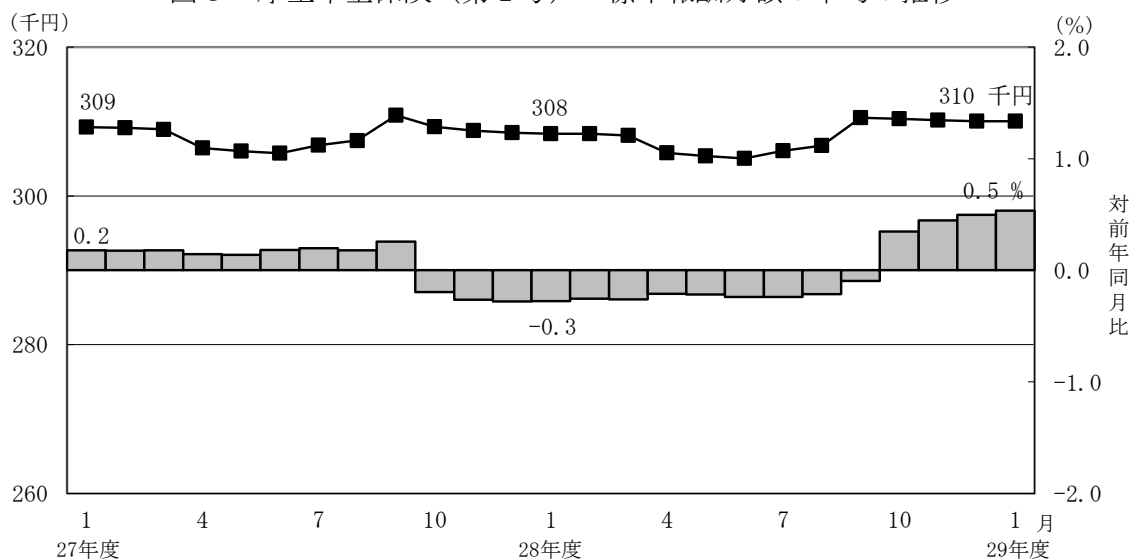
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は3,917万人となっており、前年同月に比べて97万人（2.5%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,441万人（対前年同月比50万人、2.1%増）、女子が1,471万人（対前年同月比47万人、3.3%増）、坑内員が6百人（対前年同月比22人、3.7%減）、船員が5万人（対前年同月比2人、0.0%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額平均は、31万23円となっており、前年同月に比べて0.5%増加している。内訳をみると、一般男子は35万1,893円（対前年同月比0.4%増）、女子は24万229円（対前年同月比1.1%増）、坑内員は34万4,303円（対前年同月比0.5%増）、船員が40万2,054円（対前年同月比0.8%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額平均の推移

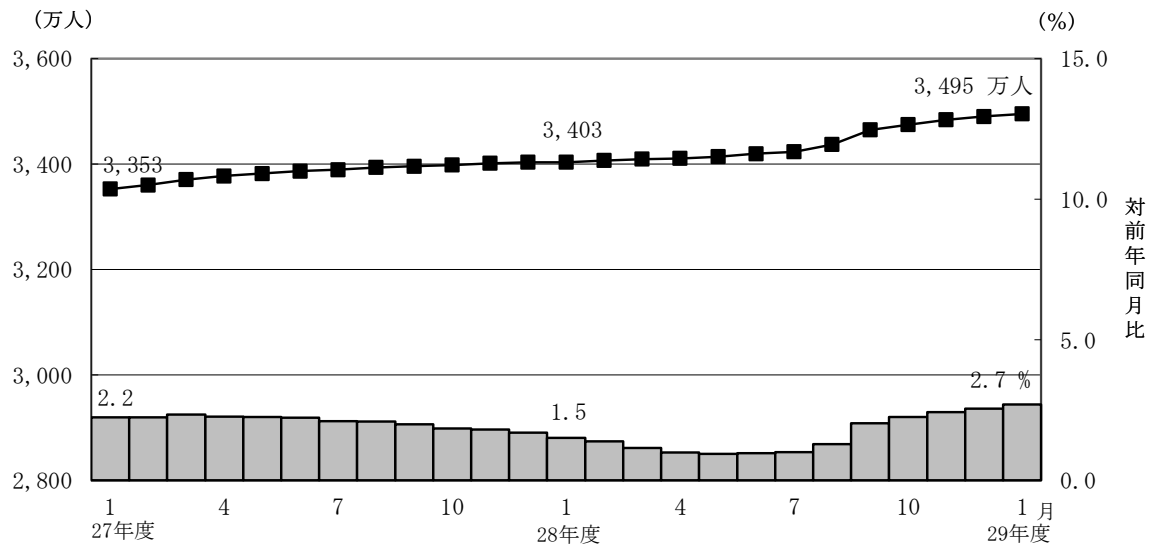


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は24万事業所、賞与支給被保険者数は399万人、標準賞与額の平均は35万3,599円となっている。

(2) 給付状況

- 平成30年1月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,495万人（旧法厚年分122万人、新法厚年分3,328万人、旧法船保分3万人、旧共済分42万人）で、前年同月に比べて92万人（2.7%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,906万人（旧法厚年分82万人、新法厚年分2,790万人、旧法船保分1万人、旧共済分33万人）で、前年同月に比べて83万人（3.0%）増加している。
- 障害給付の受給者数は43万人（旧法厚年分4万人、新法厚年分38万人、旧法船保分1千人、旧共済分3千人）で、前年同月に比べて9千人（2.1%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は547万人（旧法厚年分37万人、新法厚年分500万人、旧法船保分1万人、旧共済分9万人）で、前年同月に比べて8万人（1.4%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移



- 平成30年1月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、14万7,240円となっている。

- 平成30年1月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は4万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は25万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失業給付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
平成 29年 8月	53,474	33,409	20,065	32,829,326	28,628,956	4,200,371	51,161	71,410	17,445
9月	52,703	33,021	19,682	32,678,122	28,537,255	4,140,867	51,670	72,018	17,532
10月	50,064	30,768	19,296	30,712,439	26,640,861	4,071,578	51,122	72,155	17,584
11月	48,529	29,518	19,011	29,901,207	25,853,952	4,047,255	51,346	72,989	17,741
12月	46,673	28,465	18,208	28,973,736	25,119,442	3,854,294	51,732	73,539	17,640
平成 30年 1月	43,313	26,149	17,164	26,793,374	23,139,786	3,653,589	51,550	73,743	17,739

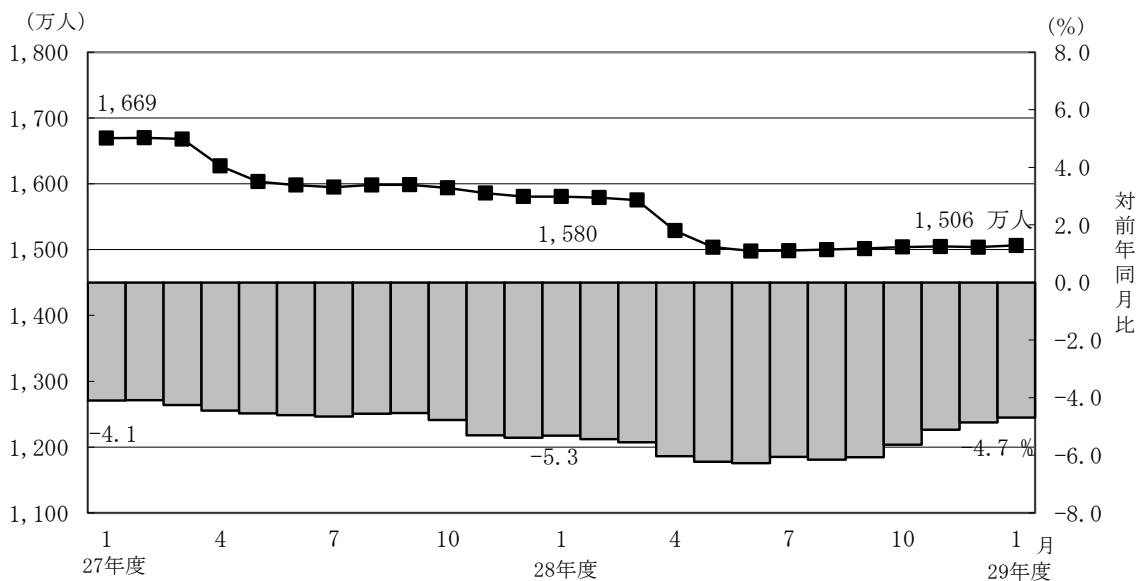
	高年齢雇用継続給付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
平成 29年 8月	248,789	237,306	11,483	31,070,617	29,983,330	1,087,286	10,407	10,529	7,891
9月	244,569	233,560	11,009	30,841,886	29,788,598	1,053,287	10,509	10,628	7,973
10月	248,045	236,897	11,148	31,645,733	30,576,269	1,069,464	10,632	10,756	7,994
11月	251,617	240,113	11,504	32,521,962	31,416,209	1,105,753	10,771	10,903	8,010
12月	254,250	242,580	11,670	32,909,797	31,787,636	1,122,161	10,787	10,920	8,013
平成 30年 1月	252,752	241,279	11,473	32,809,392	31,703,779	1,105,613	10,817	10,950	8,031

3. 国民年金

(1) 適用状況

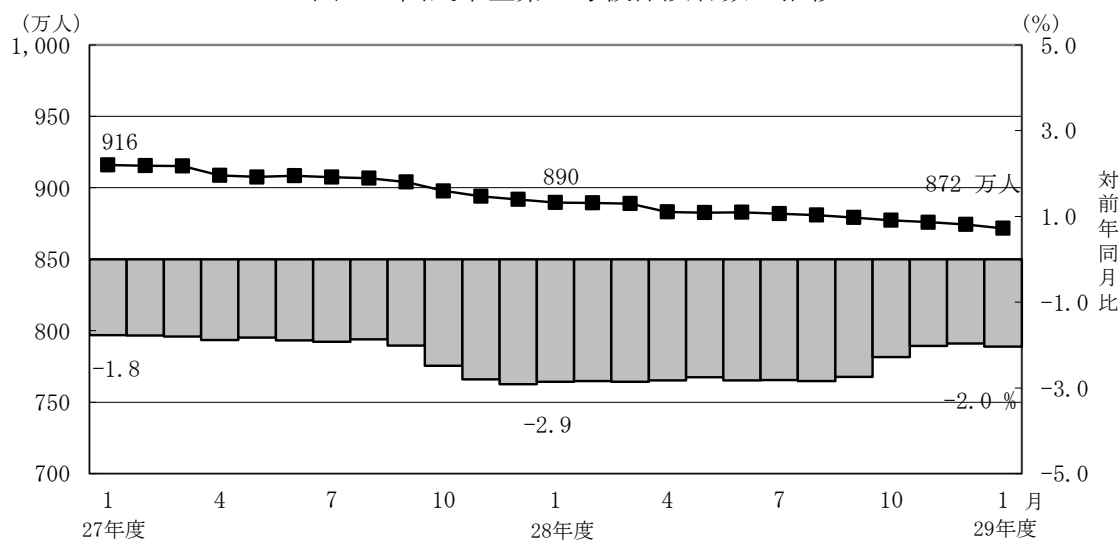
- 平成30年1月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,506万人となっており、前年同月に比べて74万人（4.7%）減少している。内訳をみると、男子は779万人（対前年同月比40万人、4.9%減）、女子は727万人（対前年同月比34万人、4.5%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は872万人となっており、前年同月に比べて18万人（2.0%）減少している。内訳をみると、男子は11万人（対前年同月比1千人、1.1%増）、女子は861万人（対前年同月比18万人、2.1%減）となっている。

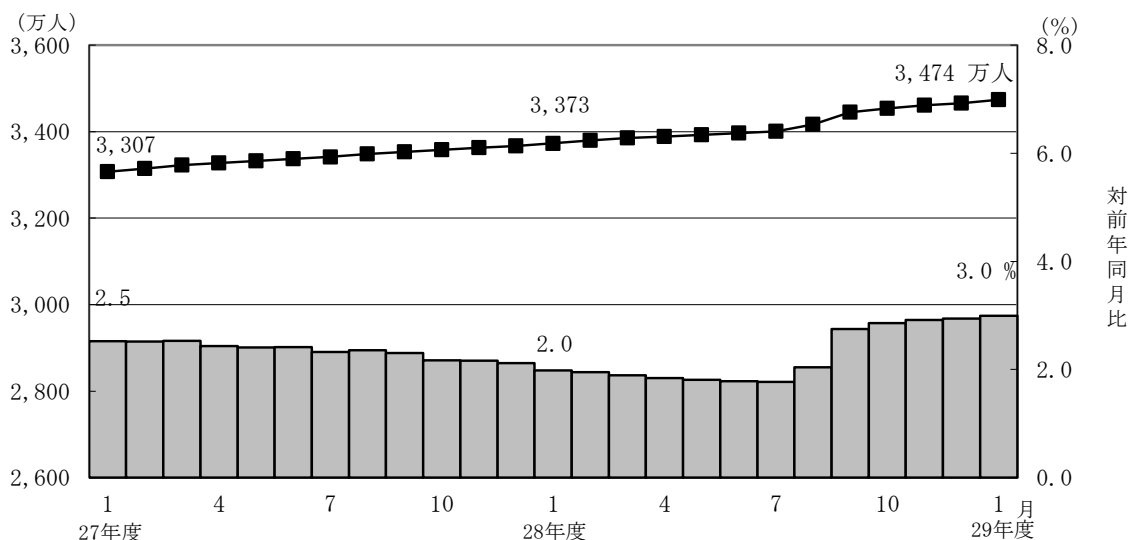
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



(2) 給付状況

- 平成30年1月末の国民年金受給者数は3,474万人（旧法拠出制120万人、基礎年金3,354万人）で、前年同月に比べて101万人（3.0%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,272万人（旧法拠出制114万人、基礎年金3,158万人）で、前年同月に比べて98万人（3.1%）増加している。
- 障害給付の受給者数は192万人（旧法拠出制5万人、基礎年金187万人）で、前年同月に比べて3万人（1.8%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は10万人（旧法拠出制1万人、基礎年金9万人）で、前年同月に比べて3千人（2.6%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、平成30年1月末で5万5,572円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万2,099円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、1月は新規裁定者1万6千人のうち繰上げ受給権者が1千人となっており、繰上げ受給率は6.1%である。なお、平成28年度新規裁定者の繰上げ受給率は9.2%となっている。